

秋田市告示第84号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年条例第28号）第8条第4項の規定に基づき、自転車等放置規制区域を変更したので、同条例第8条第5項の規定により告示する。

令和6年3月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更後の自転車等放置禁止区域および自転車等放置規制区域の区域別紙図面（省略）のとおり
- 2 変更後の自転車等放置禁止区域および自転車等放置規制区域の効力の発生年月日

令和6年4月1日